

---

# HDRA イベント参加規約

---

## 第1条（本規約について）

- 本規約は、北海道ドローンレース協会（以下「本協会」という）が主催するイベントへの参加に際して適用される条件を定めるものです。  
イベントの申し込みをした全ての参加者は、本規約の内容を承諾したものとみなされます。
- 本規約は当協会の事業内容の変更により、事前通告なく条項を変更・追加・削除する場合があります。

## 第2条（参加申し込み）

- 本協会主催イベントの参加希望者は、本協会ホームページの募集要項に従って参加の申し込みを行い、氏名・住所・電話番号その他の情報について、正確且つ最新の情報で申し込むものとします。
- イベント参加申し込み者が未成年の場合、保護者の同意を必要とします。

## 第3条（参加費等支払い方法）

- イベント参加費の支払いはイベント当日の現金払いのみとなります。

## 第4条（参加費等の返金）

- イベント参加希望者が支払ったイベントの参加費等は、イベントが開催された場合、如何なる理由があっても返金はお受けできません。
- イベントが開催されなかった場合、申し込まれたイベントの参加費を返金します。返金方法が振り込み等で手数料が発生する場合、その手数料は参加者の負担とします。
- 如何なる場合においても参加費以外の費用（手数料、交通費、宿泊費、通信費、送料等）の支払いは行いません。

## 第5条（参加申し込みの成立）

- イベント参加者は本規約・レギュレーションを理解・承諾した上で本協会指定の方法で申し込み、参加費等の費用全額が本協会にて入金確認できたときに成立するものとする。

## 第6条（イベントの中止・変更）

1. 気象条件の悪化などイベントを安全に開催できないと本協会が判断した場合は、予告なしにイベントの中止、日程あるいは内容が変更される場合があります。

## 第7条（参加資格の取り消し）

1. 参加者が以下の項目に該当する場合、イベントへの参加資格を取り消すことがあります。
  - 参加者が参加申し込みにおいて虚偽の申告をされた場合、または必要な申告をされなかった場合。
  - イベントの円滑な進行・業務を妨げる行為をされた場合。またはその恐れがある場合。
  - 第三者への迷惑行為をされた場合。
  - 参加者が期限内に参加費等の費用を支払いきななかった場合。
  - イベントの内容を適切に理解できない可能性がある場合、もしくは参加者として適格性に欠けると判断した場合。
  - 営利またはその準備を目的とした行為をされた場合。
  - 本規約およびレギュレーションに違反した場合。
  - その他参加者として不適切と本協会が判断した場合。

## 第8条（免責事項）

1. イベント参加者または第三者がイベントで生じた直接あるいは間接的な損失、損害に対し本協会及び協賛、イベント運営スタッフは一切の責任を負いません。

## 第9条（損害賠償）

1. 参加者と他の参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、参加者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、本協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

## 第10条（個人情報・登録情報の取り扱い）

1. レース結果等を SNS・ホームページ等で公表するにあたり、参加者は本名を公表されることに同意するものとします。
2. 個人情報の取扱いについて、法令・各種規範・ガイドラインを遵守します。

#### 第 11 条（録音・録画など撮影記録の使用）

1. 本協会がイベントで行った録音・録画などの撮影記録はイベントの記録および本協会の広報活動の目的のために SNS・ホームページ・パンフレット等を使用することができるものとし、参加者はそれに同意するものとします。

#### 第 12 条（健康管理）

1. 参加者の健康管理は参加者の責任とし、万一事故等が発生した場合にも、本協会及びすべてのイベント関係者は責任を負いません。

#### 第 13 条（イベント会場内での活動について）

1. イベント参加者および第三者は、会場管理者及び本協会の許可なくイベント会場内での物販を禁止します。ただし、会場管理者及び本協会に事前に申請し、許可を得たものは除きます。
2. イベント参加者および第三者は、会場管理者及び本協会の許可なくイベント会場内での勧誘活動、宗教活動、宣伝活動などの活動を禁止します。

#### 第 14 条（会場について）

1. ゴミなどは各自で必ずお持ち帰りください。
2. 当日指示するフライトエリア、見学エリアを厳守し、立ち入り禁止エリアには絶対に入らないでください。
3. イベント会場の設備・備品には勝手に触れないでください。

#### 第 15 条（その他）

1. 上記に定める条項以外に、当協会が定める細則・規定・注意事項などがある場合、それに準じた対応を取らせていただきます。

#### 付 則

- ・本規約は 2021 年 4 月 1 日 午前 0 時より実施するものとします。